



宮 崎 県 公 報

令和5年4月20日(木曜日) 第400号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

告 示

- 指定自立支援医療機関(育成医療及び更生医療)の指定……………(障がい福祉課) 1
- 指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定(“) 1
- 指定自立支援医療機関(精神通院医療)の所在地の変更……………(“) 1
- 指定自立支援医療機関(育成医療及び更生医療)の指定の辞退……………(“) 2
- 指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定の辞退……………(“) 2
- 保安林の指定予定……………(自然環境課) 2
- 保安林の指定(2件)……………(“) 2
- 保安林の指定施業要件の変更……………(“) 2
- 道路の区域の変更(5件)……………(道路保全課) 3
- 道路の供用の開始(4件)……………(“) 4
- 道路の占用を制限する区域の指定(2件)……………(“) 5

公 告

頁

- 狩猟免許試験の実施……………(自然環境課) 5
- 狩猟免許更新申請者に対する講習及び適性検査の実施……………(“) 6
- 土地改良区の役員の就退任の届出……………(農村整備課) 7
- 土地改良区の定款変更の認可……………(“) 8
- 開発行為に関する工事の完了……………(建築住宅課) 8
- 入札公告(2件)……………8
- 病院局公営企業告示**
- 指定納付受託者の指定について……………10
- 公金の収納の事務の委託について……………11
- 人事委員会公告**
- 令和5年度宮崎県職員採用試験(大学卒業程度(一般行政、警察行政))の実施……………11
- 公安委員会公告**
- 警備員指導教育責任者講習の実施について……………11
- 警察本部公告**
- 令和5年度警察官A(男性)採用共同試験、警察官A(女性)採用試験及び警察官A(情報工学)採用試験の実施……………12

告 示

宮崎県告示第 306号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により、育成医療及び更生医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

令和5年4月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所在地	担当する医療の種類	指 定年月日
医療法人社団牧会小牧病院	都城市	整形外科(更生医療)	令和5年4月1日
京町共立クリニック	えびの市	腎臓	令和5年4月1日
さくら薬局	三股町	薬局	令和5年4月1日
訪問看護ステーションハート	都城市	訪問看護	令和5年4月2日

宮崎県告示第 307号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

令和5年4月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所在地	担当する医療の種類	指 定年月日
京町共立クリニック	えびの市	精神通院医療	令和5年4月1日
みつばち診療所	宮崎市	精神通院医療	令和5年4月1日
医療法人愛鍼会山元医院	日南市	精神通院医療	令和5年4月1日
さくら薬局	三股町	薬局	令和5年4月1日
訪問看護ステーションおうち生活応援団都城事業所	都城市	訪問看護	令和5年4月1日
訪問看護ステーションハート	都城市	訪問看護	令和5年4月2日
あいず訪問看護ステーションしょうわ町	宮崎市	訪問看護	令和5年4月1日
訪問看護ステーションさくら	都城市	訪問看護	令和5年4月1日

宮崎県告示第 308号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(

平成17年法律第 123号) 第64条の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関の所在地の変更について次のとおり届出があった。

令和5年4月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

名称	所在地	所在地		変更年月日
		変更前	変更後	
訪問看護ステーションたすと	宮崎市	宮崎市江平東2丁目3番8号	宮崎市中西町165番地1	令和5年4月1日

宮崎県告示第 309号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第65条の規定により、育成医療及び更生医療を行う次の指定自立支援医療機関は、その指定を辞退した。

令和5年4月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

名称	所在地	担当する医療の種類	辞退年月日
京町共立病院	えびの市	腎臓	令和5年3月31日

宮崎県告示第 310号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第65条の規定により、精神通院医療を行う次の指定自立支援医療機関は、その指定を辞退した。

令和5年4月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

名称	所在地	担当する医療の種類	辞退年月日
京町共立病院	えびの市	精神通院医療	令和5年3月31日

宮崎県告示第 311号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和5年4月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡椎葉村大字下福良字横野2184-34、2184-47、2184-59
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字横野2184-34・2184-47（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに椎葉村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 312号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和5年4月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林の所在場所 東臼杵郡美郷町西郷田代字六字4767-12、4767-14、4767-30、4767-32、4767-34、4767-36
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 313号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和5年4月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林の所在場所 東臼杵郡美郷町西郷田代字榎原4768-10、字滝ノ内4785-1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 314号

森林法（昭和26年法律第 249号）第33条の2の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

令和5年4月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 東臼杵郡諸塚村・東臼杵郡美郷町(以上1町1村について次の図に示す部分に限る。)

- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 日向市(次の図に示す部分に限る。)

- (2) 保安林として指定された目的 潮害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 西臼杵郡高千穂町(次の図に示す部分に限る。)

- (2) 保安林として指定された目的 名所又は旧跡の風致の保存
- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課、宮崎県西臼杵支庁及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに日向市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 315号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和5年4月20日から同年5月4日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年4月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延 長(メートル)
	国道	268号	宮崎市高岡町浦之名字古宮田1036	旧	18.8～73.7	287.2

			番1地先から同市同町浦之名同字1045番1地先まで	新	23.4～73.7	287.2
--	--	--	---------------------------	---	-----------	-------

宮崎県告示第 316号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和5年4月20日から同年5月4日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年4月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延 長(メートル)
26	県道	宮崎須木線	東諸郡国富町大字岩知野字六江757番1地先から同郡同町同大字同字829番1地先まで	旧	11.7～18.4	267.1
				新	14.7～21.5	267.1

宮崎県告示第 317号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和5年4月20日から同年5月4日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年4月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延 長(メートル)
26	県道	宮崎須木線	東諸郡綾町大字南俣字大口5692番5から同郡同町同大字同字5692番5まで	旧	4.7～11.1	109.1
				新	6.8～35.3	109.1

宮崎県告示第 318号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和5年4月20日から同年5月4日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年4月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
26	県道	宮崎須 木線	東諸県郡綾 町大字南俣 字大口5692 番5から同 郡同町同大 字同字5692 番5まで	旧	5.4～ 19.2	76.6
				新	5.4～ 21.7	76.6

宮崎県告示第 319号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 5 年 4 月 20 日から同年 5 月 4 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 4 月 20 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
40	県道	都農綾 線	西都市大字 南方字坂ノ 下2906番地 先から同市 同大字字永 谷2982番 1 地先まで	旧	11.9～ 26.0	287.1
				新	12.6～ 26.0	287.1

宮崎県告示第 320号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 5 年 4 月 20 日から同年 5 月 4 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 4 月 20 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	219号	西都市大字 中尾字小崎 171番 1 地 先から同市 同大字同字 171番 1 地 先まで	令和 5 年 4 月 20 日

宮崎県告示第 321号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 5 年 4 月 20 日から同年 5 月 4 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 4 月 20 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
12	県道	都城東 環状線	都城市梅北 町1701番 5 地先から同 市同町1595 番 2 地先ま で	令和 5 年 4 月 20 日

宮崎県告示第 322号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 5 年 4 月 20 日から同年 5 月 4 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 4 月 20 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
40	県道	都農綾 線	西都市大字 南方字坂ノ 下2906番地 先から同市 同大字字永 谷2982番 1 地先まで	令和 5 年 4 月 20 日

宮崎県告示第 323号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 5 年 4 月 20 日から同年 5 月 4 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 4 月 20 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
204	県道	下野鹿 狩戸線	西臼杵郡高 千穂町大字 岩戸字笹野 戸 779番地	令和 5 年 4 月 20 日

先から同郡
同町同大字
字岩神下63
30番5地先
まで

宮崎県告示第 324号

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第 1 項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和5年4月20日から同年5月4日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年4月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
国道	268号	宮崎市高岡町浦之名字古宮田1036番1地先から同市同町浦之名同字1045番1地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和5年5月5日

宮崎県告示第 325号

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第 1 項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和5年4月20日から同年5月4日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年4月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
県道	宮崎須木線	東諸県郡国富町大字岩知野字六江 757番1地先から同郡同町同大字同字 829番1地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和5年5月5日

公 告

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第41条の規定により、狩猟免許試験を次のとおり実施する。

令和5年4月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 狩猟免許試験の日時及び会場

試験は、令和5年度において3回行うものとし、その期日は、次表のとおりとする。

なお、試験の受付は、各試験会場において、試験開始30分前からとする。

区分	試験日	開始時間	試 験 会 場		
第 1 次 試 験	6月28日 (水曜日)	午前10時	宮崎県林業技術センター 東臼杵郡美郷町西郷田代字内野々1561番地の1		
			6月29日 (木曜日)	午前9時	宮崎県西臼杵支庁 西臼杵郡高千穂町大字三田井22番地
					7月5日 (水曜日)
	延岡市中小企業振興センター 延岡市東本小路 121番地1				
	宮崎県北諸県農業改良普及センター 都城市高木町6464番地				
	回	6月28日 (水曜日)	午後2時	宮崎県林業技術センター 東臼杵郡美郷町西郷田代字内野々1561番地の1	
6月29日 (木曜日)				午後1時	宮崎県西臼杵支庁 西臼杵郡高千穂町大字三田井22番地
					7月5日 (水曜日)
延岡市中小企業振興センター 延岡市東本小路 121番地1					
宮崎県北諸県農業改良普及センター 都城市高木町6464番地					

第 2 回	1 次 試 験	9月6日 (水曜日)	午前10時	宮崎県児湯農業改良普及センタ ー 西都市大字調殿 812番地	<p>関する適性、技能及び知識について行うが、これらの試験を行う順序は、知識試験及び適性試験（1次試験）、技能試験（2次試験）とし、知識試験又は適性試験のいずれかに合格しなかった者は、技能試験を受けることができない。</p> <p>4 受験申込手続</p> <p>(1) 狩猟免許申請書及び受験票に必要事項を記入し、次の各号に掲げるものを添付して提出すること。</p> <p>ア 狩猟免許申請手数料 5,200円。ただし、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第49条各号に掲げる者にあつては、3,900円（宮崎県収入証紙を狩猟免許申請書に貼り付けて払い込むものとする。）</p> <p>イ 63円の返信用郵便切手 1枚</p> <p>ウ 申請者が銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている場合にあつては、当該許可に係る許可証の写し。この場合以外にあつては、医師の診断書（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第40条第2号から第4号までに該当しない旨の診断書） 1通</p> <p>エ 住民票 1通</p> <p>(2) 書類の提出先及び期間</p> <p>第1回試験の受験希望者は5月8日（月曜日）から5月26日（金曜日）までの間に、第2回試験の希望者は7月5日（水曜日）から8月4日（金曜日）までの間に、第3回試験の希望者は11月20日（月曜日）から12月20日（水曜日）までの間に、住所地を管轄する宮崎県西臼杵支庁又は各農林振興局に提出すること。</p> <p>5 受験者への通知等</p> <p>狩猟免許申請書を受理した後、受験者へ免許試験の日時及び場所を指定した受験票を送付する。</p> <p>申請者は、受験票の所定欄に申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦 3.0センチメートル、横 2.4センチメートルの写真を貼り付け、試験当日持参すること。</p> <p>6 狩猟免許試験の合格者</p> <p>合格者には、狩猟免許状を交付する。</p> <p>7 狩猟免許試験についての問合せ</p> <p>宮崎県環境森林部自然環境課、西臼杵支庁又は各農林振興局に問い合わせること。</p>
		9月7日 (木曜日)	午前10時	宮崎県西諸県農林振興局 小林市細野字瀬戸ノ口 367番 地の2	
		9月10日 (日曜日)	午前9時	宮崎県庁附属棟 宮崎市橘通東2丁目10番1号 延岡市中小企業振興センター 延岡市東本小路 121番地1	
	2 次 試 験	9月6日 (水曜日)	午後2時	宮崎県児湯農業改良普及センタ ー 西都市大字調殿 812番地	
		9月7日 (木曜日)	午後2時	宮崎県西諸県農林振興局 小林市細野字瀬戸ノ口 367番 地の2	
		9月10日 (日曜日)	午後1時	宮崎県庁附属棟 宮崎市橘通東2丁目10番1号 延岡市中小企業振興センター 延岡市東本小路 121番地1	
第 3 回	1 次 試 験	1月21日 (日曜日)	午前9時	宮崎県庁附属棟 宮崎市橘通東2丁目10番1号 宮崎県東臼杵農林振興局 延岡市愛宕町2丁目15番地	
		1月21日 (日曜日)	午後1時	宮崎県庁附属棟 宮崎市橘通東2丁目10番1号 宮崎県東臼杵農林振興局 延岡市愛宕町2丁目15番地	

2 受験資格

宮崎県内に住所を有する者（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第40条各号のいずれかに該当する者を除く。）

3 狩猟免許試験の内容、順序等

狩猟免許試験は、第1回の宮崎県庁防災庁舎、延岡市中小企業振興センター及び宮崎県北諸県農業改良普及センター並びに第2回の宮崎県庁附属棟及び延岡市中小企業振興センター試験会場では、網猟免許、わな猟免許、第1種銃猟免許及び第2種銃猟免許の試験とし、第3回の宮崎県庁附属棟試験会場では、わな猟免許及び第1種銃猟免許の試験とし、第1回の宮崎県林業技術センター及び宮崎県西臼杵支庁、第2回の宮崎県児湯農業改良普及センター及び宮崎県西諸県農林振興局並びに第3回の宮崎県東臼杵農林振興局試験会場では、わな猟免許試験とし、それぞれ、狩猟に

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第51条第1項、第2項及び第4項の規定により、狩猟免許更新申請者に対する講習及び適性検査を次のとおり実施する。

令和5年4月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 講習及び適性検査の日時、会場等

別表のとおり

2 講習及び適性検査対象者

令和2年に狩猟免許を受けた者で、狩猟免許の更新を希望するもの

3 講習及び適性検査の内容

(1) 講習

ア 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令 1時間

イ 鳥獣の判別及び猟具の取扱い 1時間

ウ 鳥獣の保護管理に関する知識 1時間

<p>(2) 適性検査 ア 視力検査（矯正視力可） イ 聴力検査（補聴器使用可） ウ 運動能力（補助具使用可）</p> <p>4 講習及び適性検査の申込手続</p> <p>(1) 所定の狩猟免許更新申請書及び審査票に必要事項を記入し、次の各号に掲げるものを添付して提出すること。 ア 狩猟免許更新申請手数料 2,900円（宮崎県収入証紙を狩猟免許更新申請書に貼り付けて払い込むものとする。） イ 63円の返信用郵便切手（郵送を希望する場合に限る。） 1枚 ウ 申請者が銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている場合にあつては、当該許可に係る許可証の写し。この場合以外にあつては、医師の診断書（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第40条第2号から第4号までに該当しない旨の診断書） 1通</p> <p>(2) 書類の提出先及び期間 講習及び適性検査を受けようとする者は、住所地を管轄する宮崎県西臼杵支庁又は各農林振興局に、講習開催日の10日前までに提出すること。</p> <p>5 申請者への通知等 狩猟免許更新申請書を受理した後、申請者へ講習及び適性検査の日時及び会場を指定した審査票を交付する。 申請者は、審査票の所定欄に申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦 3.0センチメートル、横 2.4センチメートルの写真を貼り付け、講習及び適性検査の当日持参すること。</p> <p>6 講習及び適性検査の会場での受付 講習及び適性検査の会場では、申請者に交付した審査票で受け付けるものとする。審査票を持参しない者又は写真の貼り付けていない審査票を持参した者の講習及び適性検査の受付は行わないものとする。</p> <p>7 狩猟免許更新申請書及び審査票の用紙 宮崎県環境森林部自然環境課、西臼杵支庁及び各農林振興局において交付する。</p> <p>8 講習及び適性検査についての問合せ 宮崎県西臼杵支庁又は各農林振興局に問い合わせること。</p> <p>別表</p> <table border="1" data-bbox="159 1585 782 2094"> <thead> <tr> <th>日 時</th> <th>会 場</th> <th>対象区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7月19日（水） 午後1時30分</td> <td>宮崎県西臼杵支庁 西臼杵郡高千穂町大字三田井22番地</td> <td>高千穂町</td> </tr> <tr> <td>7月21日（金） 午後1時30分</td> <td>宮崎県西臼杵支庁 西臼杵郡高千穂町大字三田井22番地</td> <td>日之影町、五ヶ瀬町</td> </tr> <tr> <td>7月13日（木） 午後1時</td> <td>宮崎県林業技術センター 東臼杵郡美郷町西郷田大字内野々1561番地の1</td> <td>美郷町、諸塚村、椎葉村</td> </tr> </tbody> </table>	日 時	会 場	対象区域	7月19日（水） 午後1時30分	宮崎県西臼杵支庁 西臼杵郡高千穂町大字三田井22番地	高千穂町	7月21日（金） 午後1時30分	宮崎県西臼杵支庁 西臼杵郡高千穂町大字三田井22番地	日之影町、五ヶ瀬町	7月13日（木） 午後1時	宮崎県林業技術センター 東臼杵郡美郷町西郷田大字内野々1561番地の1	美郷町、諸塚村、椎葉村	<table border="1" data-bbox="845 174 1468 1556"> <tbody> <tr> <td>7月14日（金） 午後1時</td> <td>延岡市社会教育センター 延岡市本小路39番地の1</td> <td>延岡市</td> </tr> <tr> <td>7月21日（金） 午後1時</td> <td>日向市中央公民館 日向市中町1番31号</td> <td>日向市、門川町</td> </tr> <tr> <td>7月13日（木） 午後1時30分</td> <td>川南町農村環境改善センター 児湯郡川南町大字川南13679番地の2</td> <td>高鍋町、新富町、木城町、川南町、都農町</td> </tr> <tr> <td>7月14日（金） 午後1時30分</td> <td>西都市コミュニティセンター 西都市聖陵町2丁目26番地</td> <td>西都市、西米良村</td> </tr> <tr> <td>7月13日（木） 午後1時30分</td> <td>宮崎県武道館 宮崎市大字熊野2206番地1</td> <td>宮崎市、国富町、綾町</td> </tr> <tr> <td>7月14日（金） 午後1時30分</td> <td>宮崎県西諸県農業改良普及センター 小林市駅南 300番地</td> <td>小林市、えびの市、高原町</td> </tr> <tr> <td>7月11日（火） 午前9時30分</td> <td>宮崎県北諸県農林振興局 都城市北原町24街区21号</td> <td>都城市、三股町</td> </tr> <tr> <td>7月12日（水） 午前9時30分</td> <td>宮崎県北諸県農林振興局 都城市北原町24街区21号</td> <td>都城市、三股町</td> </tr> <tr> <td>7月13日（木） 午後1時</td> <td>日南市南郷ハートフルセンター 日南市南郷町中村乙7051番地25</td> <td>日南市、串間市</td> </tr> <tr> <td>9月5日（火） 午後1時30分</td> <td>宮崎県庁7号館 宮崎市橋通東2丁目10番1号</td> <td>県内一円</td> </tr> </tbody> </table> <p>土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、新木土地改良区（宮崎市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。</p> <p>令和5年4月20日</p> <p style="text-align: right;">宮崎県知事 河野俊嗣</p> <p>1 就任した役員</p> <table border="1" data-bbox="845 1836 1468 2094"> <thead> <tr> <th>役 名</th> <th>氏 名</th> <th>住 所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>理 事</td> <td>赤池克幸</td> <td>宮崎市佐土原町東上那珂9597番地</td> </tr> <tr> <td>理 事</td> <td>斉藤和則</td> <td>宮崎市佐土原町東上那珂 10255番地</td> </tr> </tbody> </table>	7月14日（金） 午後1時	延岡市社会教育センター 延岡市本小路39番地の1	延岡市	7月21日（金） 午後1時	日向市中央公民館 日向市中町1番31号	日向市、門川町	7月13日（木） 午後1時30分	川南町農村環境改善センター 児湯郡川南町大字川南13679番地の2	高鍋町、新富町、木城町、川南町、都農町	7月14日（金） 午後1時30分	西都市コミュニティセンター 西都市聖陵町2丁目26番地	西都市、西米良村	7月13日（木） 午後1時30分	宮崎県武道館 宮崎市大字熊野2206番地1	宮崎市、国富町、綾町	7月14日（金） 午後1時30分	宮崎県西諸県農業改良普及センター 小林市駅南 300番地	小林市、えびの市、高原町	7月11日（火） 午前9時30分	宮崎県北諸県農林振興局 都城市北原町24街区21号	都城市、三股町	7月12日（水） 午前9時30分	宮崎県北諸県農林振興局 都城市北原町24街区21号	都城市、三股町	7月13日（木） 午後1時	日南市南郷ハートフルセンター 日南市南郷町中村乙7051番地25	日南市、串間市	9月5日（火） 午後1時30分	宮崎県庁7号館 宮崎市橋通東2丁目10番1号	県内一円	役 名	氏 名	住 所	理 事	赤池克幸	宮崎市佐土原町東上那珂9597番地	理 事	斉藤和則	宮崎市佐土原町東上那珂 10255番地
日 時	会 場	対象区域																																																		
7月19日（水） 午後1時30分	宮崎県西臼杵支庁 西臼杵郡高千穂町大字三田井22番地	高千穂町																																																		
7月21日（金） 午後1時30分	宮崎県西臼杵支庁 西臼杵郡高千穂町大字三田井22番地	日之影町、五ヶ瀬町																																																		
7月13日（木） 午後1時	宮崎県林業技術センター 東臼杵郡美郷町西郷田大字内野々1561番地の1	美郷町、諸塚村、椎葉村																																																		
7月14日（金） 午後1時	延岡市社会教育センター 延岡市本小路39番地の1	延岡市																																																		
7月21日（金） 午後1時	日向市中央公民館 日向市中町1番31号	日向市、門川町																																																		
7月13日（木） 午後1時30分	川南町農村環境改善センター 児湯郡川南町大字川南13679番地の2	高鍋町、新富町、木城町、川南町、都農町																																																		
7月14日（金） 午後1時30分	西都市コミュニティセンター 西都市聖陵町2丁目26番地	西都市、西米良村																																																		
7月13日（木） 午後1時30分	宮崎県武道館 宮崎市大字熊野2206番地1	宮崎市、国富町、綾町																																																		
7月14日（金） 午後1時30分	宮崎県西諸県農業改良普及センター 小林市駅南 300番地	小林市、えびの市、高原町																																																		
7月11日（火） 午前9時30分	宮崎県北諸県農林振興局 都城市北原町24街区21号	都城市、三股町																																																		
7月12日（水） 午前9時30分	宮崎県北諸県農林振興局 都城市北原町24街区21号	都城市、三股町																																																		
7月13日（木） 午後1時	日南市南郷ハートフルセンター 日南市南郷町中村乙7051番地25	日南市、串間市																																																		
9月5日（火） 午後1時30分	宮崎県庁7号館 宮崎市橋通東2丁目10番1号	県内一円																																																		
役 名	氏 名	住 所																																																		
理 事	赤池克幸	宮崎市佐土原町東上那珂9597番地																																																		
理 事	斉藤和則	宮崎市佐土原町東上那珂 10255番地																																																		

理 事	岩 切 俊 弘	宮崎市佐土原町東上那珂9496番地
理 事	橋 口 義 浩	宮崎市佐土原町東上那珂9563番地
理 事	根 井 勝 秀	宮崎市佐土原町東上那珂8945番地
監 事	根 井 信 幸	宮崎市佐土原町東上那珂9571番地
監 事	松 浦 和 芳	宮崎市佐土原町東上那珂9578番地

(任期：令和7年3月31日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	赤 池 克 幸	宮崎市佐土原町東上那珂9597番地
理 事	岩 切 義 明	宮崎市佐土原町東上那珂9552番地 3
理 事	岩 切 俊 弘	宮崎市佐土原町東上那珂9496番地
理 事	斉 藤 和 則	宮崎市佐土原町東上那珂 10255番地
理 事	橋 口 義 浩	宮崎市佐土原町東上那珂9563番地
監 事	根 井 信 幸	宮崎市佐土原町東上那珂9571番地
監 事	岩 切 重 文	宮崎市佐土原町東上那珂9539番地 1

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、尾鈴土地改良区（川南町）から令和5年3月15日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和5年4月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第29条第 1 項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は完了した。

令和5年4月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び名称
児湯郡新富町大字上富田字中栗野田6370番 1 の一部、6370番25の全部、児湯郡新富町大字上富田字栗野田6523番 1 の一部、児湯郡新富町大字上富田字菰迫6524番 1、6525番、6525番 1、6527番、6528番、	宮崎市大字芳士字谷口 692-17 エムティーホールディングス株式会社

6532番、6601番15の全部、児湯郡新富町大字上富田字弥次郎迫6576番16、6576番18、6577番の全部、児湯郡新富町大字上富田字上野地6601番 1、6601番 2 の全部
--

入札公告

みやざき観光情報旬ナビリニューアル業務に係る企画提案競技を次のとおり実施する。

令和5年4月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 企画提案競技に付する事項

- (1) 特定役務の種類 みやざき観光情報旬ナビリニューアル業務
- (2) 特定役務の特質等 みやざき観光情報旬ナビリニューアル業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）による。
- (3) 契約期間 契約締結の日から令和6年3月31日まで

2 企画提案競技に参加する者に必要な資格

- (1) この企画提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

ア 令和5年宮崎県告示第 120号に規定する資格を有する者で、業種がサービス（役務の提供）に関する業種で、営業種目が広告・宣伝又は電算業務のものであること。

イ この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、県から入札参加資格停止の措置を受けていない者であること。

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 4 の規定に該当しない者であること。

エ 会社更生法（平成14年法律第 154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第 225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

オ 宮崎県暴力団排除条例（平成23年宮崎県条例第18号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は代表者及び役員が同条第 4 号に規定する暴力団関係者でない者であること。

カ 本業務の実施について、県の求めに応じ即座に対応できる体制を整えている者であること。

- (2) 共同企業体での参加は可とする。ただし、各構成員が(1)の ア からオまでの資格要件を全て満たし、かつ、構成員のいずれかがカの資格要件を満たす者であること。

なお、共同企業体の構成員として参加した者は、単独又は他の共同企業体の構成員として参加することはできない。

3 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格等を得るための申請方法

2(1)アに掲げる資格を有しない者で、企画提案競技への参加を希望する者は、次により参加資格等を得るための申請を行うこと。

- (1) 申請用紙等を配布する場所及び受付場所 宮崎県会計管理局 物品管理調達課物品調達担当 郵便番号 880-8501 宮崎市橋通東 2 丁目10番 1 号 電話番号0985 (26) 7208

- (2) 申請書類の受付期間 令和5年4月20日から令和5年5月2日まで（土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで）とする。ただし、受付期間の終了後も随時受け付けるが、こ

の場合には入札資格審査が企画提案競技に間に合わないことがある。

なお、企画提案競技に間に合わないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請者に通知する。

4 みやざき観光情報旬ナビリニューアル業務企画提案競技実施要領（以下「実施要領」という。）及び仕様書の配布場所及び配布期間

(1) 場所 宮崎県商工観光労働部観光経済交流局観光推進課国内誘致担当 郵便番号 880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号 電話番号0985 (26) 7103

(2) 期間 令和5年4月20日から令和5年5月31日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）

5 企画提案競技に関する質問

(1) 質問

この企画提案競技に関し、質問がある場合は、次により提出するものとする。

ア 提出期限 令和5年5月23日午後5時

イ 提出先 宮崎県商工観光労働部観光経済交流局観光推進課国内誘致担当

ウ 提出方法 実施要領に定める企画提案競技に関する質問票（以下「質問票」という。）を電子メール（kanko-suishin@pref.miyazaki.lg.jp）又はファクシミリ（0985 (26) 7327）で提出すること。

(2) 回答

質問に対する回答は、次のとおり行う。

ア 回答方法 原則として質問票が提出された日から3日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に質問者へ電子メール又はファクシミリで送付する。

イ その他 仕様書等の変更に係る回答については、参加申込書を提出した全ての者に行うものとする。

6 企画提案競技参加申込書の提出先、提出期限及び提出方法

企画提案競技への参加を希望する者は、次により企画提案競技参加申込書を提出すること。

(1) 提出先 宮崎県商工観光労働部観光経済交流局観光推進課国内誘致担当

(2) 提出期限 令和5年5月22日午後5時

(3) 提出方法 持参、郵送（郵送の場合は、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）又は電子メール（kanko-suishin@pref.miyazaki.lg.jp）

7 企画提案書等の提出先、提出期限及び提出方法

(1) 提出先 宮崎県商工観光労働部観光経済交流局観光推進課国内誘致担当

(2) 提出期限 令和5年5月31日午後5時

(3) 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）

8 審査

資格審査の上、企画提案書等の書類をもとに、別に設置する審査委員会の審査を経て受託候補者を選定するものとする。

なお、参加者多数の場合には、審査委員会において一次審査を行い、上位数者を選定する。選定された者に対しては、二次審査の実施日時等を通知する。

9 企画提案の無効

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

(1) 企画提案競技に参加する資格のない者が提案したとき。

(2) 参加申込書又は企画提案書等に虚偽の記載をしたとき。

(3) 企画提案書が仕様書に適合しないとき及び実施要領に記載する留意事項に適合しないとき。

(4) 同一者が2件以上の企画提案をしたとき。

(5) 提出期限までに企画提案競技参加申込書を提出しないとき。

(6) 企画提案書及び見積書の金額、氏名、印影若しくは重要な文字の誤脱した、又は不明な提案をしたとき。

(7) その他、県の指示する事項及び企画提案競技に関する条件に違反したとき。

(8) (1)から(7)に掲げるもののほか、当該手続に関する条件に違反したとき。

10 企画提案競技に関する事務を担当する部局

宮崎県商工観光労働部観光経済交流局観光推進課国内誘致担当

11 企画提案競技及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

12 その他

(1) この企画提案競技による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

(2) 特定調達に係る苦情処理において、宮崎県政府調達苦情検討委員会の調達手続の停止等に関する要請を受けた場合は、調達手続の停止等を行うことがある。

(3) 企画提案書の作成、提出等に関し必要な費用は、企画提案競技に参加する者の負担とする。

(4) その他この企画提案競技に関する詳細は、実施要領による。

13 Summary

(1) Nature and quantity of the services required: Renewal of Miyazaki Tourism Information Website 'Shun-Navir'

(2) Proposal submission deadline for tenders: 5:00p.m. 31 May, 2023

(3) Point of Contact: Tourism Promotion Division, Commerce, Industry, Tourism and Labor Department, Miyazaki Prefectural Government, 2-10-1 Tachibana-dori Higashi, Miyazaki City, Miyazaki Prefecture, 880-8501 Japan, TEL: 0985-26-7103

入札公告

宮崎県育英資金管理システム構築業務委託に係る公募型企画提案競技を次のとおり実施する。

令和5年4月20日

宮崎県教育委員会教育長 黒木 淳一郎

1 業務概要

(1) 業務名 宮崎県育英資金管理システム構築業務

(2) 業務内容

ア 宮崎県育英資金（奨学金）管理システムの開発

イ 現行システムから新システムへの移行（現行システムからのデータ抽出を除く。）

(3) 委託期間 契約日から令和6年3月29日

2 参加資格

企画提案競技に参加できる者は、次の資格条件を全て満たす者とする。

(1) 「物品の買入れ等の契約に関する競争入札の参加資格、指名競争基準に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第93号）」第2条に規定する入札参加資格を有する者

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規

<p>定に該当しない者</p> <p>(3) 会社更生法（平成14年法律第 154号）に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法（平成11年法律第 225号）に基づく再生手続の開始の申し立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申し立てがなされていない者</p> <p>(4) この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていない者</p> <p>(5) 県税に未納がないこと</p> <p>(6) 宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条例第4号に規定する暴力団関係者でない者</p> <p>(7) 地方税法（昭和25年法律第 226号）第 321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住しているものに限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者</p> <p>(8) 本業務について、十分な業務遂行能力を有し、過去にこの業務委託と同種、同規模以上の業務の実績を有する者</p> <p>3 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格等を得るための申請方法</p> <p>2(1)に規定する資格を有さない者で、企画提案競技への参加を希望する者は、次のとおり資格を得るための申請を行うこと。</p> <p>(1) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号宮崎県庁1号館1階 電話番号0985（26）7208</p> <p>(2) 申請書類の受付期間 令和5年5月1日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）</p> <p>(3) その他 申請書は、県庁ホームページからダウンロードすることができる。</p> <p>4 宮崎県育英資金管理システム構築業務委託企画提案競技実施要領（以下「実施要領」という。）及び仕様書の配布場所及び配布期間</p> <p>(1) 場所 郵便番号 880-8502 宮崎市橋通東1丁目9番10号宮崎県庁3号館1階 宮崎県教育庁財務福利課育英資金室 電話番号0985（32）4472</p> <p>(2) 期間 令和5年4月20日から令和5年5月1日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）</p> <p>(3) その他 実施要領及び仕様書は県庁ホームページからダウンロードすることができる。</p> <p>5 企画提案競技に関する質問</p> <p>(1) 質問</p> <p>企画提案競技及び仕様書についての質問は、実施要領に定める企画提案競技質問書を提出すること。</p> <p>ア 提出先 宮崎県教育庁財務福利課育英資金室</p> <p>イ 提出期限 令和5年5月16日午後5時</p> <p>ウ 提出方法 電子メール（ikueishikin@pref.miyazaki.lg.jp）又はファクシミリ（0985（20）1164）</p> <p>(2) 回答</p> <p>ア 回答方法 原則として質問書が提出された日から3日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に質問者へ電子メールで送付する。</p> <p>イ その他 軽微なものを除き、質問内容及び回答は企画提案競技への参加申込書提出者全てに電子メールで通知する。</p> <p>6 企画提案競技参加申込書の提出先、提出期限及び提出方法</p>	<p>企画提案競技への参加を希望する者は、実施要領に定める企画提案競技参加申込書を提出すること。</p> <p>(1) 提出先 宮崎県教育庁財務福利課育英資金室</p> <p>(2) 提出期限 令和5年5月1日午後5時</p> <p>(3) 提出方法 電子メール又はファクシミリ</p> <p>7 企画提案書の提出先、提出期限及び提出方法</p> <p>(1) 提出先 宮崎県教育庁財務福利課育英資金室</p> <p>(2) 提出期限 令和5年5月30日午後5時</p> <p>(3) 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）</p> <p>8 受託候補者の選定方法</p> <p>資格審査の上、企画提案書等の書類及びプレゼンテーションをもとに、別に設置する審査委員会の審査を経て受託候補者を選定するものとする。</p> <p>9 企画提案競技に関する事務を担当する部局 宮崎県教育庁財務福利課育英資金室</p> <p>10 企画提案競技及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>11 その他</p> <p>(1) この企画提案競技による調達は世界貿易機構（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。</p> <p>(2) 特定調達に係る苦情処理において、宮崎県政府調達苦情検討委員会の調達手続の停止等に関する要請を受けた場合は、調達手続の停止等を行うことがある。</p> <p>(3) 企画提案書の作成、提出等に関し必要な費用は、企画提案競技に参加する者の負担とする。</p> <p>(4) その他この企画提案競技に関する詳細は実施要領による。</p> <p>12 Summary</p> <p>(1) Nature of the service required: Construction of the Scholarship Management System for Miyazaki Prefectural Government</p> <p>(2) Proposal submission deadline: 5:00 p.m. 30 May, 2023</p> <p>(3) Point of contact: Scholarship Fund Office, Finance and Welfare Division, Board of Education, Miyazaki Prefectural Government, 1-9-10 Tachibanadorihigashi Miyazaki City, Miyazaki Prefecture, 880-8502 Japan, TEL: 0985-32-4472</p> <div style="text-align: center; background-color: #e0e0e0; padding: 5px; border: 1px solid black; margin: 10px 0;"> <p>病院局公営企業告示</p> </div> <p>病院局公営企業告示第2号</p> <p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第 231条の2の3第1項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定した。</p> <p>令和5年4月20日</p> <p style="text-align: right;">宮崎県病院局長 吉 村 久 人</p> <p>1 指定納付受託者の指定を受けた者 三菱UFJニコス株式会社 東京都文京区本郷3丁目33番5号 宮銀カード株式会社 宮崎市橋通東1丁目7番4号 第一宮銀ビル7階</p> <p>2 指定納付受託者への納付事務の委託を認めた債権 県立宮崎病院、県立延岡病院及び県立日南病院における宮崎県立病院事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第44号）第6条に規定する料金等</p> <p>3 指定納付受託者への納付事務の委託が行える期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで</p>
--	---

病院局公営企業告示第3号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、県立宮崎病院、県立延岡病院及び県立日南病院の公金の収納の事務を次のとおり委託した。

令和5年4月20日

宮崎県病院局長 吉 村 久 人

委 託 先	委 託 期 間
弁護士法人 館野法律事務所	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで

人事委員会公告

令和5年度宮崎県職員採用試験（大学卒業程度（一般行政、警察行政））の実施について、職員の任用に関する規則（昭和45年宮崎県人事委員会規則第1号）第12条の規定により、別冊のとおり公表する。

令和5年4月20日

宮崎県人事委員会委員長 佐 藤 健 司

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第3号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

令和5年4月20日

宮崎県公安委員会委員長 島 津 久 友

1 講習の種類、警備業務の区分、実施日及び定員

種 類	警備業務の区分	講 習 の 実 施 日	定 員
新規取得講習	1号警備業務	令和5年7月3日（月）から同年7月13日（木）まで（土曜日及び日曜日並びに7月7日（金）を除く。）	30人

2 講習の対象者

講習の対象者は、法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証（以下「資格者証」という。）又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「講習修了証明書」という。）を有しない者で、かつ、受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

- 最近5年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

(3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、1年以上継続して当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間があること及び現に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

(4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者

(5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、1年以上継続して当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間があること及び現に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

3 講習の場所

宮崎市学園木花台西2丁目4番地3

宮崎県技能検定センター

電話0985-58-1570

4 受講申込書の提出方法等

(1) 提出先

受講申込者の住所地を管轄する警察署とする。ただし、受講申込者が警備員である場合は、その属する営業所の所在地を管轄する警察署でも良いこととする。

(2) 提出日時

警備業務の区分	提 出 日 時
1号警備業務	令和5年5月22日（月）から同年6月2日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで

(3) 提出方法

提出は、申込者本人によることを原則とするが、申込者が警備員であって、その属する営業所の従業員に委任状を託しての代理申込みについては認める。郵送による申込みは認めない。

(4) 提出書類等

ア 受講申込書（受講申込者の写真（申請前6月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景のもの）を貼り付けたもの）

イ 2に掲げる要件に該当することを証明する次の書面

(ア) 2の(1)に該当する者

当該警備業務の区分に係る警備業務従事証明書及び履歴書

(イ) 2の(2)に該当する者

検定規則第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し

(ウ) 2の(3)に該当する者

検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(エ) 2の(4)に該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し

(オ) 2の(5)に該当する者

旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する 2 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

5 手数料

受講申込時、次表の手数料に相当する額の宮崎県収入証紙により納入すること。

種 類	警備業務の区分	手数料
新規取得講習	1 号警備業務	47,000円

納入された手数料は、受講辞退その他いかなる場合にも返還しない。

6 その他

- (1) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習に関する目的以外には使用しない。
- (2) 公示後、社会情勢の変化により、講習実施の見合わせ等の措置を講ずる必要が生じた場合には、速やかに県警ホームページに掲載する。
- (3) 本件に関する問合せは、宮崎県警察本部生活安全部生活環境課警備業係（代表電話0985-31-0110）に行うこと。

警察本部公告

宮崎県警察本部公告第 1 号

令和 5 年度警察官 A（男性）採用共同試験、警察官 A（女性）採用試験及び警察官 A（情報工学）採用試験の実施について、職員の任用に関する規則（昭和 45 年宮崎県人事委員会規則第 1 号）第 12 条の規定により、別冊のとおり公表する。

令和 5 年 4 月 20 日

宮崎県警察本部長 山 本 将 之